

**「普遍的価値の証明」研究会等 中間報告**  
(令和2年度・令和3年度)

令和4年12月22日  
「普遍的価値の証明」部会

**1 はじめに**

本部会では、世界遺産登録に必要な四国遍路の「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value)の証明を行うため、平成22年度から専門家を招き、会議を開催して検討を続けている。

本報告は、令和2年度及び令和3年度において、平成30年度及び令和元年度の検討内容(参照:『「普遍的価値の証明」研究会等中間報告(平成30年度・令和元年度)』)を踏まえ、継続して議論した内容や、新たに検討したものの論点や見解を中間報告としてまとめたものである。

なお、「顕著な普遍的価値」は、世界遺産登録の直前まで検討を続けるものであるため、この内容はあくまでも現時点の見解であり、今後さらに検討を進め、見直しを行っていく。

**2 体制・経過**

「普遍的価値の証明」は、前記のとおり平成22年度から検討を開始しており、平成30年度からは、四国遍路に関係する各分野の専門家で構成する「普遍的価値の証明」研究会と、世界遺産の専門家で構成する「顕著な普遍的価値の証明」検討会を合同で開催している(委員は参考1参照)。会議では、オブザーバーの文化庁担当調査官の助言なども受けながら、検討を行っている。

令和2年度から令和3年度に開催した会議の概要は、下表のとおりである。

なお、「普遍的価値の証明」を学術的に検討していくうえで必要な基礎資料の調査研究を行うため、令和3年度に「四国遍路関係資料調査研究会」を設置した。

令和2年度	8月31日	第1回 検討会(オンライン会議) 報告 (1) 世界遺産登録推進事業の現状 (2) 令和元年度第3回研究会等の概要と今後の予定 協議 (1) 事例報告 真言宗寺院以外の札所の変遷 (2) 資産の概要説明
	10月29日	第1回 研究会(オンライン会議)(※第1回検討会と同内容)
令和3年度	3月12日	第2回 研究会・検討会(オンライン併用) 報告 (1) 世界遺産登録推進事業の現状 (2) 令和2年度第1回研究会等の概要と今後の予定 協議 (1) 構成資産の考え方 (2) SOUV案(*)
	10月22日	第1回 研究会・検討会(オンライン併用) 報告 (1) 世界遺産を取り巻く状況(鈴木地平文化庁文化財調査官) (2) 世界遺産登録推進事業の現状 (3) 令和2年度第2回研究会等の概要と今後の予定 (4) 史跡四国遍路店道共通保存管理計画と史跡指定 協議 (1) 事例報告 札所と遍路店道における地域社会との関わり
	3月2日	第2回 研究会(オンライン会議) 報告 (1) 世界遺産登録推進事業の現状 (2) 令和3年度第1回研究会等の概要と今後の予定 協議 (1) 四国遍路に関わる要素の整理 (2) 構成資産の考え方 (3) SOUV案の検討
	3月10日	第2回 検討会(オンライン会議)(※第2回研究会と同内容)

\* Statement of Outstanding Universal Valueの略。詳細は、後記3(5)参照。

### 3 論点

#### (1) 札所の変遷と役割

江戸時代初期、四国に訪れた巡礼者は、各札所の本尊を安置する本堂を詣でていた。その後、18世紀から19世紀に、地域の人々や巡礼者の協力を得て、札所によって「大師堂」が整備あるいは拡充されるようになると、本堂と大師堂の二つを併せて詣でるという巡礼スタイルが確立したと考えられる。

また、大師堂は真言宗以外の他宗派の札所でも建立されており、四国遍路は、宗派を超えた巡礼と捉えられることが確認された。

このほか、大師堂は札所において巡礼者が弘法大師と出会う巡礼行為の確認の場としての位置付けができないかや、かつて難所に立地していた札所が安全に歩き巡ることができる平地に移転された事例などから、札所は巡礼の目的地であると同時に通過点としての位置付けができないか、という2点の考察も試みた。

また、札所が巡礼を誘発する施設として捉えられるならば、遍路道沿いに所在する主要な堂庵も同様の位置付けが可能であり、札所とともにその位置付けを再検討していく必要性も指摘された。

類似資産との違いを明らかにしていくうえでも、札所の役割については、引き続き検討していく必要がある。

#### (2) 四国遍路開創者としての弘法大師信仰

四国遍路においては、真言宗開祖としての弘法大師信仰とは異なる、四国遍路開創者としての弘法大師信仰という形をとることにより、宗派を超えたさまざまな人たちが「同行二人」に象徴されるように弘法大師を身近に意識しながら巡礼していたと考える。また、受け入れる側も、巡礼者を弘法大師と見立てて、札所への距離や方向などを知らせる丁石や道標の設置、接待所の設置・維持管理や、遍路道の維持管理など、さまざまな形の接待を行うことで功德を得るという慣習が形成され、多様な巡礼者の安全な長距離巡礼を可能にしたと考える。

また、四国遍路の宗派を超えた巡礼、地域社会との関わりなどの特徴の背後に、弘法大師信仰が存在していることを改めて確認し、その位置付けについて意見が交わされた。真言宗開祖としての弘法大師への信仰として捉えるのではなく、四国遍路開創者として位置付けることで、宗派を超えた巡礼、多様な階層の個人による巡礼、地域社会が巡礼を支える構造などを成立させる背景として弘法大師信仰を整理できるのではないかなどの議論を行った。

弘法大師信仰については、四国遍路に不可欠な仕組み・システムとして位置付ける必要があり、表現方法などについて、引き続き検討が必要である。

#### (3) 地域社会との関わり

四国遍路の巡礼を支える「お接待」など、無形的な要素も四国遍路の大きな特徴であり、継続して検討を行っている。

地域の人たちは、巡礼者を弘法大師と見立てて食事や宿を提供することで救われると信じ、茶堂や通夜堂などの接待所を設け、倒れ遍路の看病、埋葬、国元への連絡のほか、遍路道の道標や丁石の設置などを行い、物心の両面において巡礼者を支援した。このように地域社会が深く関わってい

る点が四国遍路の特徴と捉えられる。

しかし、江戸時代、多くの札所にあった接待所は、建物の性質上、老朽化などによって取り壊され、当時建てられたものは現在その姿を見ることができないという点が課題となっている。それに代わる資産として、札所や遍路道沿いに残る道標、接待碑などを集約・提示し、地域社会との関わりを証明する資産となり得るかの議論を重ね、遍路道の維持管理や接待に地域の人たちが関わっていたことを証明する物証となり得ることが確認された。

今後も、これらを地域社会との関わりを示す構成資産として位置付けられないか、引き続き検討を進める必要がある。

#### **(4) 「救済」の場としての四国遍路**

江戸時代、全国的な飢饉が発生した際に、西国三十三所への巡礼は激減するが、四国遍路への巡礼者は急増しているほか、四国内外の困窮者が四国遍路に赴き、地域の人たちからの接待を受けることにより生活が成り立つようになると、帰村している事例がある。このような事例は他資産には見られず、四国遍路が域外の困窮者を広く受け入れる「救済」の場として、日本の近世社会を特徴付ける社会構造の一つに位置付けられないかを議論した。このような救済構造は他の世界遺産には見られない特徴であり、セーフティネットとしての地域社会の機能を日本の近世期を支えた社会構造のうちに位置付けて評価することができるのであれば、世界遺産の新たな価値を提案するものとして大きな意味があるとの意見もあった。

#### **(5) SOUV 摘要部分の検討**

四国遍路が世界遺産となるためには、OUV (Outstanding Universal Value) 「顕著な普遍的価値」を持つことを証明する必要があるとともに、世界遺産の登録基準に該当し、かつ完全性と真実性の条件を満たすほか、構成資産などの保存管理が適切に行われていることを説明しなければならない。この資産が世界遺産一覧表に記載されるに至った場合、その判断を示したSOUV (Statement Of Outstanding Universal Value) 「顕著な普遍的価値の言明」は、準備段階から作成されることが推奨されており、現在その冒頭部分の資産の概要（特徴や歴史と変遷など）をまとめた「摘要」部分について検討を重ねている。

また、四国遍路の特徴などを表現する用語についての検討も継続して行う必要がある。

今後も議論の進展に応じて随時変化していくことを前提としたうえで、令和4年3月段階のSOUV 摘要案を参考2に掲載する。

**参考1** 委員一覧（令和2年度・令和3年度）

「普遍的価値の証明」研究会委員

氏名	所属等	専門分野
金田 章裕 [会長]	京都府立京都学・歴彩館長、京都大学名誉教授	歴史地理、文化的景観
大石 雅章 [副会長]	鳴門教育大学理事・副学長	中世史
胡 光	愛媛大学教授	近世史
坂井 秀弥	奈良大学教授（令和2年度第1回研究会時）、 公益財団法人大阪文化財センター理事長（令和2 年第2回～令和3年第2回研究会時）	考古学、史跡
真野 俊和	元筑波大学教授	民俗学
モートン常慈	徳島大学教養教育院准教授	四国遍路
藪田 貫	兵庫県立歴史博物館長、関西大学名誉教授	近世史

「顕著な普遍的価値の証明」検討会委員

氏名	所属等	専門分野
稲葉 信子	放送大学客員教授、筑波大学名誉教授、 国際機関 ICCROM 事務局長特別アドバイザー	建築史、世界遺産
清水 真一	徳島文理大学教授	建築史
西村 幸夫	國學院大學教授	都市工学、世界遺産

**参考2**

**四国遍路のSOUV摘要案 令和3年第2回研究会・検討会（令和4年3月2日段階）**

「四国遍路 ～霊場と巡礼関連遺産群（仮）」は、日本列島の島、四国に点在する多数の霊場と、それらをつなぐ遍路道や道標等からなる文化遺産である。12世紀の四国には辺境の島の海辺を巡る修行の道が形成されていたが、やがて道沿いにある聖地の固定化が進み、17世紀後半には札所となる88の寺社が定まって、多数の霊場を巡る巡礼、四国遍路が成立した。19世紀後半までには巡礼のための場や仕組みが確立し、その後、宗教政策が変化しても巡礼は途絶えず、交通手段の多様化や都市化の進展などに適応しながら今日まで存続している。

四国遍路には最終目的地がなく、巡礼者は個々の霊場を目指すと同時に通過しながら円環状の道を巡礼する。また、弘法大師信仰という形をとることで、宗派の枠を超えてさまざまな人々が弘法大師を身近に意識しながら巡礼し、受け入れる地域社会の側も巡礼者を弘法大師と見立てて接待することで功德を得るという構造が生まれた。これによって、札所には参拝の場として本堂に加えて大師堂が設けられ、遍路道や道標、丁石、接待所などが整えられて巡礼の場が形成されるとともに、各地に接待の慣習が定着することで、多様な人々の巡礼を可能にした。四国という島に安全な巡礼のシステムが整うことで、江戸時代には四国内外から困窮者を含む多くの巡礼者が訪れ、他地域には見られない近世期の地域社会における広域の救済の場として機能した。

山地や海辺、集落沿いに立地して巡礼を誘発する多数の霊場や、安全な巡礼を支える遍路道や道標、接待所等は、17世紀後半に四国遍路の巡礼の形式が成立し、19世紀後半までに巡礼の空間を充実させながら定着し、地域社会と共存してきた伝統の証として良好に遺されている。

四国の地と密接に結び付き、巡礼者と地域の人々の相互に救いをもたらしながら存続する四国遍路は、今も良好にその伝統を伝え、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する前近代における社会構造の証拠として顕著な普遍的価値を有する。